

池袋地区駐車場地域ルールのご案内

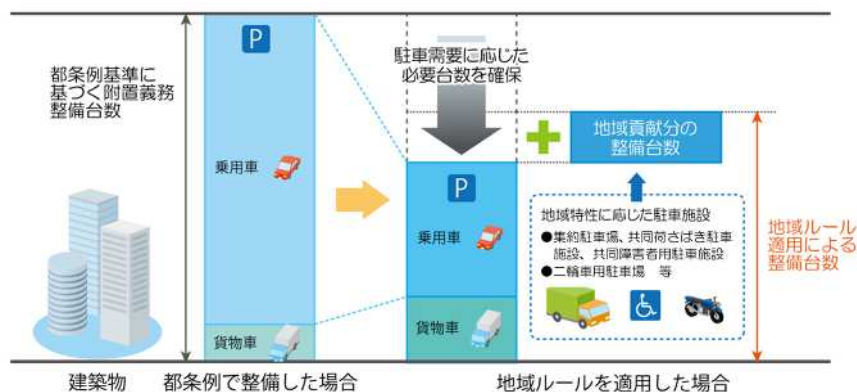
(1) 目的

- ◆ 東京都駐車場条例（以下、「都条例」という。）における駐車施設の附置義務基準について、地域の実態に合わせた基準を独自に定めたものです。
- ◆ 池袋地区では、駐車施設の適切な確保と運用を図り、良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりを進めることを目的に、令和 2 年 10 月より、池袋地区駐車場地域ルール（以下、「地域ルール」という。）の運用を開始しました。

(2) 地域ルール適用によりできること（イメージ）

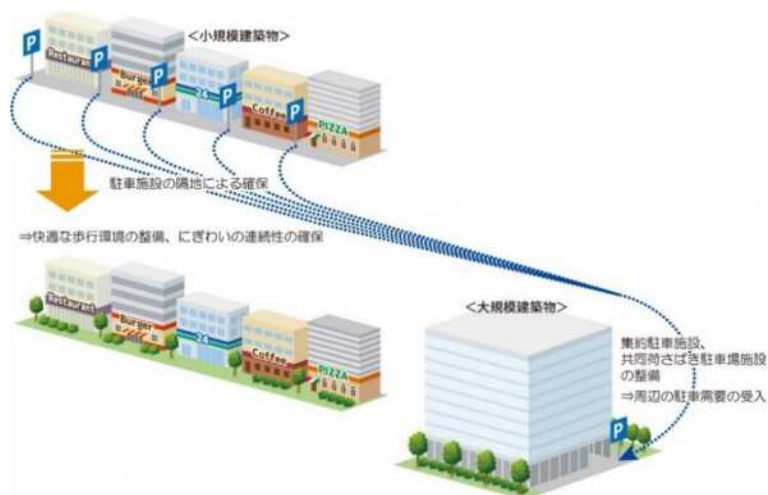
① 附置義務基準の緩和（附置台数の適正化）

⇒ 都条例よりも附置する台数を低減できる場合があります。



② 駐車施設の隔地・集約化

⇒ 駐車施設の隔地が認められる場合があります。

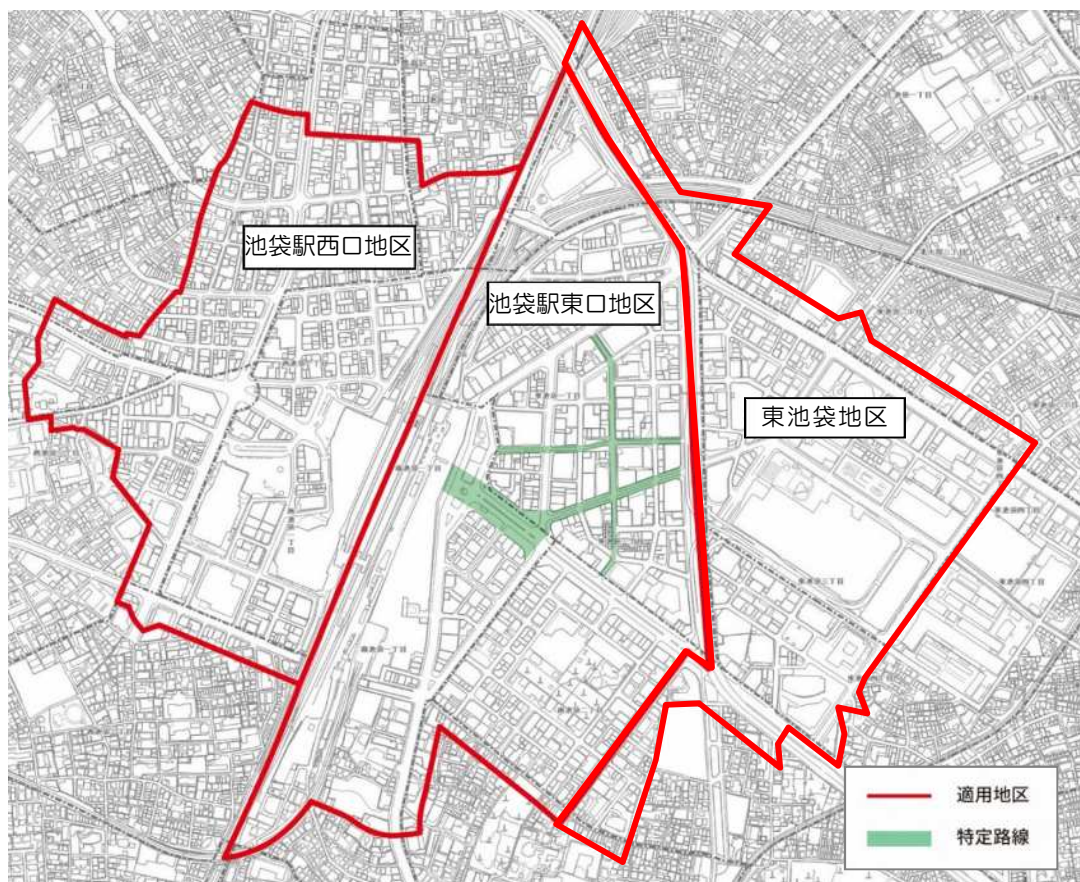


(3) 対象駐車施設

- ◆ 都条例に基づく附置義務駐車施設が対象となります。
- ※ 地域ルールの適用は任意です。
- ※ 既存建築物に附置する駐車施設についても、地域ルールの適用対象となります。

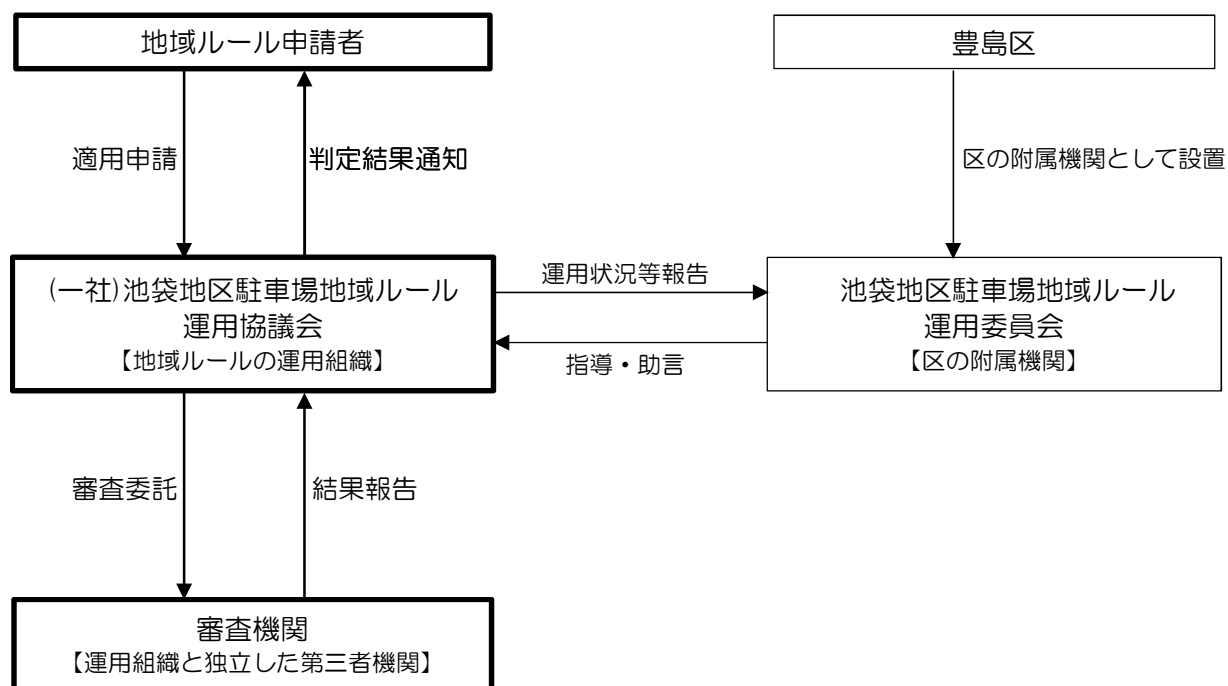
(4) 適用地区

- ◆ 地域ルールは、以下の地区内で、適用することができます。

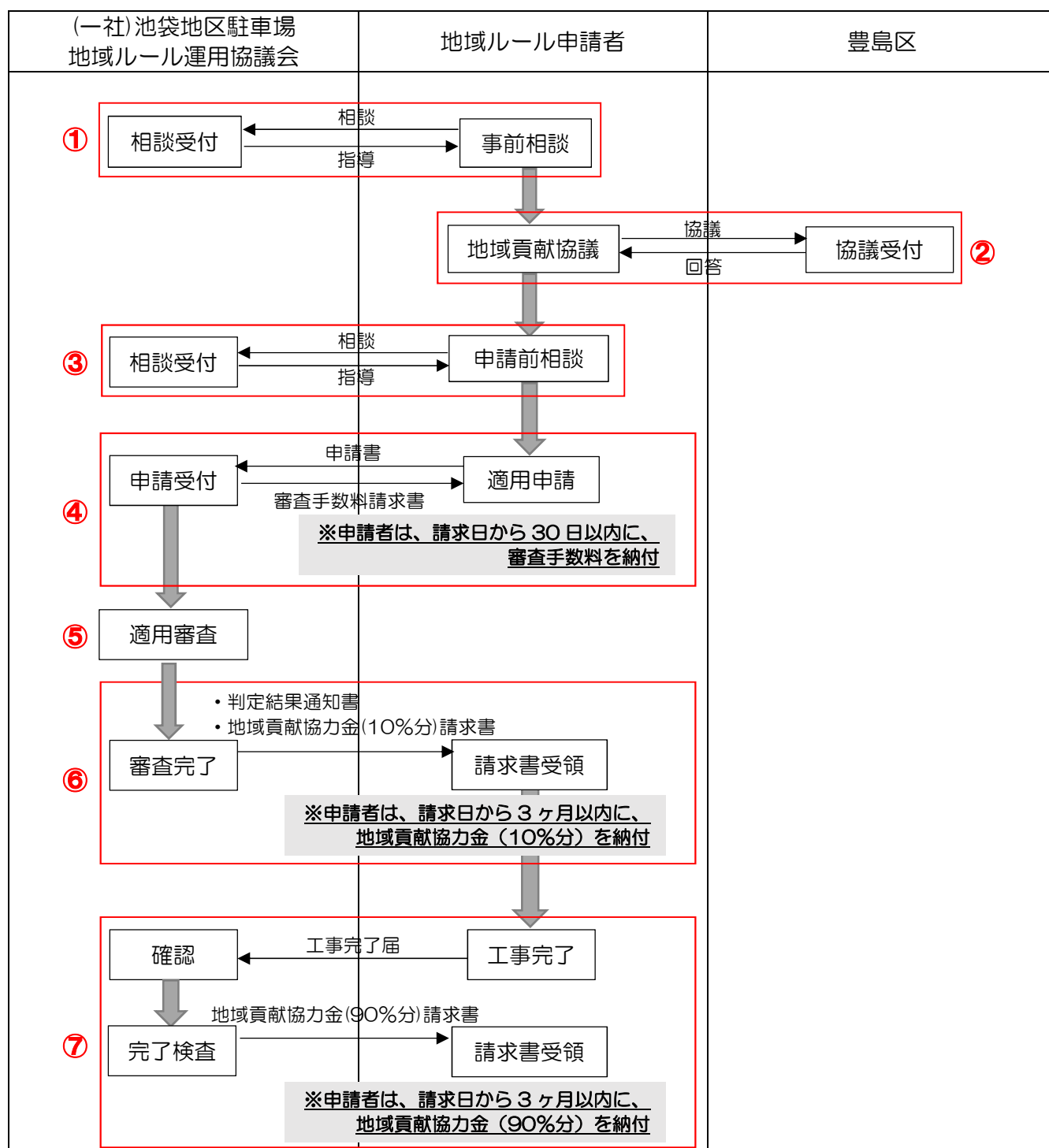


※ 特定路線（歩行者を最優先する路線）の沿道では、良好な交通環境を有するまちづくりの実現に向けて、原則として駐車施設の出入口の設置を抑制していきます。

(5) 組織体制



(6) 適用申請・審査の流れ



※ ⑤ 適用審査（詳細は「池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル」p.44～p.46を参照）

- ◆ 審査には、「形式審査」と「審査機関審査」があります。
- ◆ 形式審査とは、駐車台数に関する審査のみを内容とし、地区独自の基準による算出を適用する場合に行う、一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会による審査を指します。
- ◆ 審査機関審査では、一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会と独立した第三者機関が審査を実施します。

※ ①～⑥までの一般的に掛かる概ねの期間は、以下のとおりです。

- ◆ 形式審査：1ヶ月程度 / 審査機関審査：3ヶ月程度

(7) 地域ルール適用後の対応

- ◆ 地域ルールの適用を受けた方は、池袋地区駐車場地域ルール要綱第12条に基づき、以下を実施していただきます。(詳細は「池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル」p.42～p.43をご参照ください。)

① 地域の駐車環境を適正に維持するための検討と対応

② 駐車施設の維持管理及び駐車実態調査の実施と報告

- ➡ 適用者は、駐車施設の利用状況及び確保状況を確認し、一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会へ1年ごとに報告を行う。

(8) 審査手数料及び地域貢献協力金

① 審査手数料

地域ルール適用に伴う審査を実施するための費用として、以下の審査手数料を一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会(以下、「運用協議会」)へお支払いいただきます。

審査手数料(申請1件あたり、消費税別) (令和7年7月時点)

建物規模 (床面積)	隔地審査	附置義務台数低減 審査	附置義務台数低減及び 隔地の同時審査
25,000㎡以上	1,230,000円	2,290,000円	2,580,000円
25,000㎡未満 6,000㎡以上	1,230,000円	1,890,000円	2,310,000円
6,000㎡未満	1,100,000円	1,620,000円	2,040,000円

- ※ 申請を取り下げた場合、判定結果通知後に適用を取りやめた場合、いずれの場合においても、審査手数料は返還しませんので、ご了承ください。
- ※ 上記は、現地調査1回及び審査会2回を行う場合の審査手数料です。審査の状況によって、追加の審査手数料をお支払いいただく場合がございます。

② 地域貢献協力金

地域ルール適用により附置義務台数を低減する場合には、以下のとおり、地域貢献協力金を負担いただきます。地域貢献協力金は、運用協議会が管理し、地域の駐車・交通対策の実施費用、地域ルールの運用に係る事務経費等に充てるものです。

地域貢献協力金(附置義務低減台数1台あたり) . . . 2,000,000円

- ※ 一度納付された地域貢献協力金は返還しません。
- ※ 申請者が申請取り下げ届、又は申請取りやめ届を提出した場合、届出以降に納付予定であった地域貢献協力金については納付義務を負わないものとします。
- ※ 地域貢献協力金の10%相当額を納付後、計画の見直し等で附置義務低減台数の変更により地域貢献協力金の額が変更された場合、変更後の地域貢献協力金の10%相当額から既に支払われた地域貢献協力金の額を除いた額を、(変更)判定結果通知時から3か月以内に納付いただきます。
- ※ 附置義務低減台数の変更により地域貢献協力金の額が変更された場合は、変更後の地域貢献協力金の額から既に支払われた地域貢献協力金の額を除いた額を、工事完了時から3か月以内に納付いただきます。

(9) 問合せ先

地域ルールに関すること、地域ルールの事前相談に関すること

一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会事務局(株式会社池袋ショッピングパーク内)
電話: 03-3981-1227(平日10:00~17:00)

地域貢献策の協議に関すること

豊島区都市整備部都市計画課駐車まちづくりグループ
電話: 03-4566-2635(平日9:00~17:00)